新增築家屋評価支援業務

固定資産家屋評価業務に関し、総務省固定資産税課長通知(平成 19 年 3 月 30 日付)で、 次のような補助的事務について民間委託が可能としています。

- ・評価額の算定に係る電算事務
- ・評価図面の作成
- ・家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・ 家屋の比準評価システムに係る資料の作成 など

具体的には、次のような外業・内業の補助的業務について民間委託が可能と思われます。

「現地調査」で家屋の内部に立入る場合、所有者や占有者の同意と市町村の職員(固定資産評価補助員)の同行を必要とします。

なお、竣工図や建築確認申請図と見積書(一式計上ではなく、数量明細付)があれば、「現地調査」をせずに「書面調査(机上調査)」のみで評価することも可能です。

外業

- ・間取・建具の調査・床面積、軒高等の計測
- ・使用資材・使用量・設備の調査
- ・写真撮影 など

内業

- ・「平面図 (間取図)」の作成
- ・使用資材・使用量・設備の拾い出し「家屋調査表」の作成
- ・固定資産評価基準に基づく「評価数量計算書」の作成(家屋評価システムへの入力) など

補償コンサルタントは、公共事業に必要となる用地取得に関連し、土地調査など 8 部門の補償業務を国や地方公共団体から委託を受け実施しています。その中で、物件部門は代表的な業務であり、固定資産の家屋評価業務と極めて類似した建物の調査・算定業務を日常的に行っています。

当社は一級建築士事務所及び補償コンサルタント業を併設する不動産鑑定事務所です。 建築士、物件部門の補償業務管理士等の専門技術者が県税事務所及び市町村の税務担当 職員様の家屋評価事務を地元密着型で支援します。

新・増築家屋評価の流れと当社の支援業務 (現地調査を行う場合)

(自治体)

